

特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める要望意見書

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加が進み、在籍者数は平成20年度の11万2,334人から平成30年度学校基本調査では14万3,379人と、10年間で3万1,045人ふえています。一方、学校数は平成20年度が1,026で平成30年度が1,141校と115校ふえただけで在籍数の増加に見合った学校建設が進んでいません。150人を想定した規模の学校に400人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子どもたちの学ぶ権利を奪うばかりか、命と健康をも脅かしています。

普通教室確保のために、1つの教室をカーテンで仕切り2教室として使ったり、図書室や音楽室などの特別教室を普通教室に転用したりしています。仕切った教室はとても狭い上に隣のクラスの先生や子どもの声が筒抜けになり、落ちついた授業にはなりません。特別教室がない学校では、音楽も図工・美術も作業学習も全て普通教室で行わなければなりません。

こういった事態の根幹にあるのが、幼稚園から小・中学校、高校、大学、専門学校まで全てにある設置基準が特別支援学校だけにあることです。設置基準とは「学校を設置するのに必要な最低の基準」であり、設置者はこの基準の「向上を図ることに努めなければならない」とされています。小学校の設置基準では12から18学級が標準とされ、それ以上は過大校扱いとなり、新たな学校建設や増設が検討されます。ところが、特別支援学校では80学級を超える学校があっても、子どもと教職員に負担を強いるだけで学校の新増設は進んでいません。

また、全国的に特別支援学級在籍の児童・生徒数の増加もとまりません。文部科学省の学校基本調査によれば、小・中学校合わせて平成20年度での12万4,166人から平成30年度では25万5,520人と2.1倍になっています。

在籍する児童・生徒の状況は多様で、医療的ケアが必要な子ども、学年に沿った教科学習が可能な情緒障がいの子どもの、個別対応が常時必要な子ども等々、実態に大きな差があります。さらに、小学校では1年生から6年生まで、中学校では1年生から3年生までが在籍し、学年差、年齢差に応じた指導が必要であるにもかかわらず十分な対応ができないのが現状です。

8人の子どもを1人で担任することは負担が大きく、既に限界を超えています。しかし、平成5年の第6次定数改善以来、特別支援学級の学級編制標準は1学級8名のまま変わっておらず、これを引き下げることが必要です。

よって、国においては、以下の措置を講じるよう強く要望いたします。

記

1. 特別支援学校の設置基準を策定すること。
2. 特別支援学級の学級編制標準を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月20日

北海道余市郡余市町議会議長 中井寿夫

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣